

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	82 件
国民年金関係	46 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	83 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	41 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年1月から55年3月まで

私の国民年金は、義母が、自営業の経理担当者に指示して加入手続をし、申立期間の国民年金保険料をまとめて一括納付してくれた。保険料の納付には手間がかかったと聞いている。また、義母の指示により、経理担当者が、義父、義母、義兄二人及び夫の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が婚姻した時期である昭和55年3月ごろに払い出されており、その時点で、申立期間は保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能な期間である上、申立人の国民年金の加入及び申立人を含めた家族の保険料の納付を経理担当者に指示していたとする義母、義兄二人及び夫は、申立期間の自身の保険料を納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、これまでに二回、国民年金保険料を一括で納付した。

一回目は、昭和54年ごろ、特例納付制度や国民年金の加入勧奨等の通知を受けたことから、区役所で国民年金の加入手続をした際に、その前年度分の保険料を納付したこと、また、二回目は、一回目の一括納付の後に、当時、婚約していた夫に保険料を立て替えてもらい納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降、申立期間を除き、夫が厚生年金保険加入中も国民年金に任意加入して、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和54年10月ごろに払い出されており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、直前の昭和53年度の保険料は過年度納付していることが確認できるなど、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人は、国民年金に加入するに至った経緯、保険料の納付状況等について具体的に記憶しているとともに、申立人の夫は、当時、申立人の保険料を立て替えたことを具体的に記憶している上、申立人が当時居住していた市では、第3回特例納付制度の実施に伴い、国民年金の加入勧奨等の通知を送付していたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4348

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から40年3月まで
私の国民年金は、制度発足ごろに、母が、自身及び弟とともに加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月ごろに母親及び弟と連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の国民年金の加入手続きをし、保険料を納付していたとする母親は、申立期間を含め、自身の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年9月まで

私は、自営業の経営状態が厳しく、昭和53年度から61年度までの夫婦二人分の国民年金保険料については申請免除していたが、その後、保険料の納付は、妻が行い、納付期限までに保険料を追納してきた。申立期間の保険料は、納付期限である平成6年に納めたと記憶しており、当時は自営業の経営が思わしくなかったため、妻の保険料は追納できなかったが、私の保険料は、納付済期間が少なかったことから納付したはずである。

申立期間の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、さらに65歳まで任意加入して保険料を納付している。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立期間前後の申請免除期間の保険料はすべて追納により納付していることが確認できる上、申立人の保険料を納付していたとする妻は、申立人の保険料の納付済期間が自分より少なかったことから、申立人の保険料を優先して納付していたと供述していることや保険料の納付時期、納付方法等について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入して保険料を納めてきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間当時に同居していた姉からの勧めもあって、国民年金に加入したこと、その経緯を具体的に記憶している。さらに、申立人は家業を手伝って得たアルバイト収入から月額100円程度の保険料を1年分まとめて現金を持参し、印紙検認方式ではない納付方法で納付したと説明しており、その納付方法は、申立期間の保険料を過年度納付する場合の納付書方式に合致する上、申立人の国民年金手帳の記号番号の払出日から、申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、54年10月から同年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年7月から同年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和54年10月から同年12月まで
④ 昭和56年1月から同年3月まで
⑤ 昭和56年7月から同年12月まで
⑥ 昭和58年1月から同年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致している。さらに、保険料を一緒に納付していたとする夫も、当該期間の保険料が納付済みとなっている。加えて、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる期間の保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、⑤及び⑥については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間、54年10月から同年12月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで

私は、昭和38年1月に会社を退職し、母と同居してから、国民年金委員の下で隣組の当番として国民年金保険料の集金に当たっていた母を手伝うようになった。このときに、私も国民年金に加入し、再就職した40年4月の前月まで保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が国民年金委員の下で地区の被保険者から国民年金保険料を徴収し、町に納付していたとする方法は、申立人が当時居住していた町の保険料の徴収方法と合致する上、申立人の母親も申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月
② 昭和53年8月から54年3月まで

私は、昭和54年に申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は8か月と短期間である。また、申立人が納付書により当該期間の保険料を納付したとする方法は、申立人が納付したとする昭和54年に当該期間の保険料を過年度納付した場合の方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする保険料の金額は、昭和54年当時に実施されていた第3回特例納付により当該期間の保険料を納付した場合の保険料額と異なる上、当該期間は、60年12月に未加入から未納に記録訂正されており、54年当時には、記録上強制加入期間とされておらず、特例納付できない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料は、夫の母が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人夫婦は、昭和37年4月以降当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっており、当該期間は12か月と比較的短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、夫の母親が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、夫の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私たち夫婦の申立期間の国民年金保険料は、私の母が納付していた。申立期間の保険料が申請免除及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人夫婦は、昭和37年4月以降当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、当該期間の前後の保険料は納付済みとなっており、当該期間は12か月と比較的短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、母親が申立人夫婦の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人夫婦は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月から同年 12 月まで
② 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 49 年 7 月に会社を退職した時に、区役所で国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後、結婚してからは、私
が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされてい
ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が国民年金に加入した昭和 57 年から当該期
間の直前までの期間及び当該期間の直後から 60 歳になるまでの期間の国民年
金保険料をすべて納付しており、当該期間は 6 か月と短期間である。また、申
立人が保険料を納付していたとする夫も、当該期間の保険料が納付済みである
など、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付し
ていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、
保険料の納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申
立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当
たらぬ。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 57
年 8 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別
の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭
和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと
認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

私は、市から国民年金保険料の集金業務を委託されていた義母に、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が、市から保険料の収納業務を委託された義母に3か月か6か月ごとに印紙により保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする説明は、具体的であり、申立期間当時居住していた市の納付方法と合致している上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額と一致するなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

私は、昭和50年3月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し始めた。昭和50年7月から同年9月までの期間については、未納とされていたが、所持する領収書により記録が訂正された。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の任意加入による資格取得日は、昭和50年3月31日であり、同時点で申立期間の保険料を納付することが可能であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。また、申立期間に近接する50年7月から同年9月までの納付記録については、未納とされていたが、申立人が所持する領収書により平成20年2月に納付済みに訂正されているなど行政側において申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年3月まで

私は、夫婦二人で国民年金に加入し、昭和50年1月から国民年金保険料を集金人に3か月に一度納付していた。これまで免除申請をしたことは無く、申立期間の保険料が免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付しており、申立期間は6か月と短期間である。

市が保管する申立人の被保険者名簿の昭和50年度及び52年度の検認記録欄には、年度始め及び年度末部分に申請免除のスタンプが押され、申立期間以外の期間の各月に納付済みスタンプが押されているものの、当該各月の保険料は、当該名簿及び申立人の所持する国民年金保険料預り証により、追納ではなく納期限内に納付していることが確認でき、申立人の免除記録を疑わせる状況が見られること、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は申立期間について保険料免除とされていないこと、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立期間の保険料が免除とされていることは不自然である。

また、申立人は、昭和50年1月から同年9月まで及び申立期間の一部である50年10月から同年12月までの四半期ごとの国民年金保険料預り証を所持しており、50年10月から同年12月までの妻の保険料は納付済みであること、上記のとおり、申立期間当時、生活状況に大きな変化は見られないことなど、申立期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私の国民年金保険料は、夫の年2回のボーナス支給時に定期的に納付することに決めていた。現在所持する家計簿にも、申立期間の保険料額として、付加保険料を含めた金額の記載がある。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月に国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間及び第3号被保険者期間を除く大部分の期間について付加保険料を納付している上、申立期間前後の期間の付加保険料も納付している。また、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録及び53年から60年までの家計簿の記載内容から、保険料を半年ごとに6か月分をまとめて納付していることが確認できる上、当該家計簿に記載されている59年冬季ボーナスにおける保険料の支出額は、申立期間の定額保険料及び付加保険料の合計額と一致しているなど、申立期間の付加保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの期間及び45年4月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年7月から44年3月まで
②昭和45年4月から47年12月まで

私は、昭和38年12月、親が国民年金に加入手続を行ってくれた。婚姻前の保険料は両親に納付してもらっていたが、申立期間①は国民年金の住所変更手続を行った後に納付書を発行してもらい納付した。申立期間②については、前後の期間と同様に婦人会の人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①について、申立期間は9か月と短期間であり、申立人の転居後の転居届とともに国民年金の手続を行ったこと、その時に発行された納付書の枚数、保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶が具体的かつ鮮明である上、納付したとする金額も納付すべき金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②について、前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は、申立期間当時婦人会組織に保険料を納めていたと主張しているところ、当時申立人が居住していた町での保険料収納方法と一致している上、納付したとする金額も納付すべき保険料額とおおむね一致し、申立期間の前後を通じ住所変更等の生活状況の変化もなく、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年8月まで

私は、昭和46年7月からの3年間の未納期間があることもあり、60歳を過ぎてからも主人と同じように国民年金保険料を納めてきたはずである。私達夫婦は、保険料をそれぞれ個々の個人名義の口座から振り替えており、その通帳を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人自身の銀行預金口座から申立期間に相当する期間の保険料が振り替えられている通帳を所持し、平成2年5月分から3年12月分までの保険料については、申立人及び申立人の配偶者の個々の個人名義の口座から振り替えられていることが確認できる上、申立人が申立期間について任意加入をした動機、手続の時期、場所、任意加入期間の終期に関する記憶は具体的かつ鮮明であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から50年9月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、年金は25年加入しないともらえないことを知っていた。15年勤めた会社を退職後、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、婦人会組織を通して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間が3か月と短期間であり、直前の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間は現年度納付可能な期間である上、申立期間に申立人が一緒に保険料納付していたとする申立人の夫は、納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、保険料の納付金額の記憶が曖昧であり、申立人の夫も未納であるなど申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間のうち昭和45年7月から同年9月までの期間は時効で納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から39年3月まで

母が昭和36年に私の国民年金の加入手続を行い、37年2月の結婚までは母が国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は夫と一緒に納付してきた。

社会保険事務所では、「申立期間について、特例納付により納付したが、特例納付実施期間後に納付したため後日還付されている」といわれたが、還付を受けた記憶も無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の還付整理簿には、申立人の申立期間の保険料について、過誤納により還付された旨の記録があるが、申立期間は強制加入期間である上、申立人が所持する納付書・領収証書により、申立期間の保険料は第2回特例納付実施期間中の昭和50年12月23日に納付されたことが確認でき、夫の申立期間の保険料は申立人と同一日に第2回特例納付により納付済みとなっており、還付された記録はないなど、申立期間の保険料が還付される理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年11月まで

私は、婚姻後に、母と一緒に社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をしたことをはっきり憶えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻直後の昭和47年4月に母親と一緒に社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続をしたことを具体的に説明しており、申立人の夫は、婚姻後間もなく申立人が国民年金に任意加入し、継続して納付書により国民年金保険料を納付していたことを認識していたと証言している上、申立人に国民年金への加入を勧めたとする母親は、45年6月に任意加入し、50年5月までの保険料を納付している。また、申立期間当時、当該管轄社会保険事務所では国民年金の加入手続の取扱いをしていたこと、申立人が居住していた区では47年4月から納付書制度を開始していること、保険料を納付していたとする金融機関は申立期間当時から開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母が行ってくれた。その時に、区役所の職員から国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、後日、母が送られてきた納付書により金融機関で保険料を納めてくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親及び父親はいずれも自身の保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年8月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立期間直前の昭和52年7月から53年9月までの保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成4年11月まで
② 平成5年4月

私は、昭和62年12月の帰化を契機に、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、夫が毎月、自身の分と一緒に納付していた。また、加入した際にその時点でさかのぼって納付できる2年分の保険料の納付書を発行してもらい、現年度保険料と併せて、夫が1か月分ずつさかのぼって納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、平成4年12月以降、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は1か月と短期間である上、当該期間前後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金加入手続後、2年分の保険料を1か月分ずつさかのぼって納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立人は、上記手帳記号番号払出時点の7年1月以降に、当該期間直後の4年12月からの保険料を1か月分又は2か月分ずつさかのぼって納付していることが確認できることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年12月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、昭和46年に未納通知が届き、その納付を姉に依頼し、姉が一括して納付してくれたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和46年2月に就職した以後、国民年金保険料の未納通知が届き姉に納付を依頼したと記憶しており、この時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人から依頼されて保険料を納付したとする姉も当時の納付状況に関する記憶が明確であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、46年2月時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、また、46年2月は第1回特例納付の実施期間中であるが、申立人及び姉は特例納付の申込みをした記憶はないと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年9月まで
② 昭和44年7月から同年9月まで

母は、昭和36年に私の国民年金の加入手続をし、私が預けた国民年金保険料を納付してくれていた。昭和37年11月に結婚してからは、妻が夫婦二人分の保険料を母に渡して納付してきた。また、昭和44年7月に会社を退職した際は、妻が国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和37年11月から41年9月までの期間については、婚姻後に夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたとする妻及び母親の自身の保険料は納付済みである。また、申立人の妻は、婚姻後に夫婦二人分の保険料をまとめて母親に渡して、母親が自身の保険料と併せて納付していたことなど保険料の納付状況について具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち昭和36年4月から37年10月までの期間については、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、国民年金手帳の記号番号が連番で払い出されている弟は当該期間の保険料が未納であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立期間②については、申立人自身は厚生年金保険から国民年金への切替手続

及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の当該切替手続及び保険料の納付を行ったとする妻は、切替手続の状況、納付場所及び納付金額等に関する記憶が不明確であるなど、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年11月から41年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

私は、平成7年の春先に国民年金保険料の未納についての電話連絡を受け、市役所で免除申請した後に、社会保険事務所で申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後の平成7年5月に免除申請手続きをしていることが確認でき、当該時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人の夫は、申立人に同行して、市役所で免除申請手続きをした後に社会保険事務所で保険料を納付した経緯を具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの期間及び41年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和41年10月から44年3月まで

私は、申立期間①については、集金人に国民年金保険料を納付しており、申立期間②については、夫の未納となっていた期間の保険料と一緒に10万円以内の保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は6か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が説明する集金人による保険料の集金方法は、申立人が居住していた区における当該期間当時の保険料の収納方法と合致しており、当該期間は申立人に最初の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年3月時点から現年度納付が可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、申立人の夫は、第2回特例納付により自身の保険料を特例納付しており、申立人が夫と同様に申立期間の保険料を特例納付することは可能であった上、申立人が夫婦二人分として納付したとする保険料金額は、夫の特例納付済みの期間と申立期間②の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の保険料については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄に押された44年8月付けの検認印から、納付されていることが確認でき、加えて、夫の特例納付の納付記録に関しても平成8年10月に納付記録の一部追加が行われてい

るなど、行政側において申立人夫婦の納付記録に係る記録管理が適切でなかった状況が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月

私は、市役所で国民年金に再加入手続し、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立期間を除き厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続を適切に行っている。また、申立人が納付書で保険料を納付したとする方法は、当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする保険料額は、当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで
私は、昭和36年から自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和36年11月から39年3月までの期間については、申立人が印紙により集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していたとする複数の区の納付方法とおおむね合致している上、納付したとする保険料の額は、当時の保険料額とおおむね一致しており、手帳記号番号が払い出された月から当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から同年10月までの期間及び39年4月から同年10月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、当該期間当時居住していた市区や保険料を納付した時期及び金額の記憶が曖昧である。さらに、申立人が所持している39年8月に再交付された手帳には現年度分の39年度の保険料について検認印がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで
② 平成7年7月から同年12月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、65歳になった平成13年ごろに、口座振替の停止手続をとらないと、口座振替で納付された保険料を還付できないとの通知に従い口座振替を停止したので、停止する前の申立期間②の保険料は口座振替により納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間を除き昭和36年4月から平成7年6月まで国民年金保険料を納付している上、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が当該期間当時居住していた区は、制度上納付義務はあるものの、納付済み期間が一定月数を超えており、これ以上保険料を納付しても年金額が増加しない被保険者に対し「〇年〇月まで納付すると年金額が満額になるので、〇年〇月以後の納付は必要ない」旨周知する取組を実施しており、申立人は、当該期間当初に当該一定月数を超えていることから、申立人が通知を受けて口座振替を停止したのは当該期間の直前と考えるのが自然であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年5月まで

私の妻は、昭和59年4月に区の支所で私の国民年金の再加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は、婚姻後、申立期間を含め保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続も適切に行っている。

さらに、申立人の妻が保険料を納付書により郵便局で納付したとする方法は、申立人が居住していた市の納付方法と合致し、当該郵便局は当時設置されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 4401

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで
私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする保険料の月額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年9月まで
② 昭和61年4月から62年12月まで

申立期間当時婚姻していた私の妻は、私の申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間後の国民年金保険料はすべて納付済みである上、当該期間の前後の保険料は納付済みである。また、申立人が所持する昭和61年及び62年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料控除額は、当該期間の夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額と一致する上、当該確定申告書を作成したとする青色申告会では、国民年金保険料控除を行う場合、領収書の確認をしていたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が所持する昭和59年の確定申告書には、保険料の記載がないなど、申立人の妻が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当時婚姻していた妻から納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年3月まで
② 昭和56年2月から57年12月まで

私の父は、私が婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれた。婚姻後は、私が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間当初の昭和56年2月に任意加入している上、国民年金保険料を納付したとする金融機関及び郵便局は、当該期間当時開設され、保険料の収納業務を行っており、納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間当初の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年3月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月から57年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和47年4月に転居した際に、転居先の市の出張所で国民年金に任意加入し、同出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付し、そのうち196か月は付加保険料も納付しているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。また、申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする市の出張所は、任意加入の手続及び保険料の収納業務を取り扱っており、申立人が国民年金手帳に検認印を押してもらったとする納付方法は、申立期間当時申立人が居住していたとする市の収納方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月及び同年2月

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入した年の前年の昭和51年4月から申立期間の直前まで国民年金保険料を納付しているとともに、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人が納付したとする金融機関は、申立期間当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、申立人が保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、申立人が所持する61年の確定申告書には、申立期間を含む昭和61年度の申立人夫婦二人分の保険料に相当する金額が社会保険料控除額として記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年9月まで

私は、会社を退職した昭和60年9月に国民年金の再加入手続をし、私の妻が、申立期間の私の国民年金保険料を自身の保険料と一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、婚姻後の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が国民年金への再加入手続を行ったとする区の出張所は、申立期間当時国民年金への再加入手続を取り扱っており、保険料を納付したとする金融機関は、当時保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立人夫婦二人分の保険料を納付したとする妻は、婚姻後、申立人の厚生年金保険及び国民年金の加入・脱退に合わせて、任意加入と強制加入の切替手続を適切に行い、申立期間の自身の保険料も納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたもの認められる。

東京国民年金 事案 4412

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、口座振替等により定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和50年10月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が他県に転出した昭和54年4月時点では、申立期間の保険料は、納付期限前であり納付することが可能であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年7月から同年9月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和61年7月から同年9月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて金融機関で納付していたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した昭和53年6月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間①及び②前後の期間の国民年金保険料は付加保険料を含め納付済みであり、申立期間は、それぞれ3か月と短期間であるなど、申立期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、国民年金の付加保険料は、制度上、過年度納付できないにもかかわらず、申立人の昭和63年5月から同年9月までの付加保険料は、平成元年8月に過年度納付されている記録が確認できる上、当該記録は、2年3月に未納から納付済みに記録訂正されているなど、申立人に係る納付記録に関して行政側の記録管理が適切に行われていない状況も見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの期間、昭和58年1月から同年3月までの期間及び平成4年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 平成4年4月から同年7月まで

私は、すべての期間の国民年金保険料をきちんと納付しており、保険料は、確定申告書に記載して税務署に提出した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月、3か月及び4か月とそれぞれ短期間で、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

申立期間①及び②については、一緒に納付していたとする元妻は、当該期間の保険料をすべて納付しており、申立期間②及び③については、申立人は、昭和58年及び平成4年の確定申告書（控）を所持し、昭和58年の社会保険料控除欄には、申立人及び元妻の国民年金保険料の支払額、平成4年の同欄には、申立人の保険料の支払額がそれぞれ記載されており、その金額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年12月まで
② 昭和59年8月及び同年9月

私は、昭和59年頃に、未納分の国民年金保険料約12万円か20万円を一括納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年3月時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である上、当該期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年3月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から53年3月まで
② 昭和56年4月から同年9月まで

私達夫婦は、信用金庫の口座から100万円をおろし、区役所窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、これで未納はありませんと言われたことを記憶している。それ以降、納付を続けている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人の夫は当該期間の自身の保険料を納付済みであることから、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月に、第3回特例納付及び過年度納付をしていることが確認できるものの、納付したとする金額は、夫婦二人の申立期間を含めた未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人は、特例納付する際の窓口での納付金額、納付月数に関するやりとりの記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から50年12月まで

私は、昭和46年8月に結婚した際、母から今後は自分で国民年金の保険料を納めなさいと言われて国民年金手帳を受け取り、その後は郵送されてきた納付書で保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は60歳に至るまでの期間の国民年金保険料をおおむね納付している。また、区が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、婚姻により転居した昭和46年8月当時に、住所変更手続を適切に行っていることが確認できる上、申立期間当時、転居先の区では、納付書制度が実施されていたことが確認でき、納付書を受け取っていたと考えられること、申立人が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致していること、申立人は、申立期間途中の47年9月に就職した際、勤務を継続する場合には国民年金被保険者資格の喪失手続をしようと思ったことを鮮明に記憶していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年3月まで

私は、婚姻後の昭和50年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。54年から保険料が納められなくなり免除申請していたが、夫が厚生年金保険に加入した55年12月から再び保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、夫が厚生年金保険に加入した昭和55年12月に、自身の国民年金について強制加入から任意加入への種別変更手続を行ったと説明しており、申立人が所持する国民年金手帳には、55年12月1日に任意加入への種別変更が行われた旨の記載が確認できる上、申立期間後の保険料は現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年3月まで

私達夫婦は、婚姻届を提出したときに区役所で国民年金の未加入を指摘されて、その日に加入手続を行った。後日、国民年金手帳と一緒に郵送されてきた案内書に特例納付のことが記載されており、区役所の職員に保険料額を教わり、金融機関の口座から70万円を引き出して、そこから約40万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は記録上強制加入期間である上、申立人の夫が夫婦二人分の申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和54年5月は、第3回特例納付の実施期間であり、申立人の夫が納付したとする金額は、申立期間の保険料を過年度納付及び第3回特例納付により納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人が所持する預金通帳から過年度納付及び第3回特例納付により納付した昭和54年5月に70万円の引き出しが確認できる上、残金約30万円の用途の記憶も明確であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月から 54 年 3 月まで

私達夫婦は、婚姻届を提出したときに区役所で国民年金の未加入を指摘されて、その日に加入手続を行った。後日、国民年金手帳と一緒に郵送されてきた案内書に特例納付のことが記載されており、区役所の職員に保険料額を教わり、金融機関の口座から70万円を引き出して、そこから約40万円の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は記録上強制加入期間である上、申立人が夫婦二人分の申立期間の保険料をまとめて納付したとする昭和54年5月は、第3回特例納付の実施期間であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を過年度納付及び第3回特例納付により納付した場合の夫婦二人分の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の妻が所持する預金通帳から過年度納付及び第3回特例納付により納付した昭和54年5月に70万円の引き出しが確認できる上、残金約30万円の用途の記憶も明確であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から同年11月までの定額保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から同年11月まで

私は、厚生年金保険の適用会社を退職した昭和47年9月に国民年金に加入して以来、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が付加保険料も含め未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の定額保険料については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月と短期間である上、申立期間前後の厚生年金保険から国民年金への複数回の切替手続をそれぞれ適切に行っており、厚生年金保険に再加入するまでの期間のすべての保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間の付加保険料については、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の手続についての記憶が曖昧であり、また、厚生年金保険に再加入するまでの国民年金加入期間について、当該期間が比較的長期にわたる場合には途中から付加保険料を納付していることも確認できるが、短期の場合には定額保険料の納付のみとなっているなど、申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の定額保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 2121

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和49年3月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年11月から49年2月までの標準報酬月額は13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月30日から49年3月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和49年3月31日まで勤務し、申立期間に係る給与所得の源泉徴収票では、49年2月分までの厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収票により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和48年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているところ、申立人については、同社における被保険者資格の資格喪失日は、同社が適用事業所に該当しなくなった以降の49年3月30日に、48年11月30日を喪失日とする訂正の処理が行われている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社において昭和48年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の訂正記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、A社が、厚生年金保険被保険者の資格喪失日をさかのぼって訂正した49年3月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月16日から同年9月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に事業所間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和52年8月16日にB社からA社へ出向。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年9月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に適用事業所に該当しなくなっており、また、申立期間当時の事業主も死亡していることから確認できないが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が共に昭和52年9月16日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、A社が昭和52年9月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る52年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主

は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和46年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月1日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答をもらった。申立期間も継続して勤務していた事実が確認できる証明書があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事記録により、申立人が申立期間についても同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、企業年金連合会がA社の厚生年金基金から引き継いだ厚生年金基金加入員台帳においては、申立人の同社における厚生年金基金の資格喪失日は、昭和46年4月1日と記載されている。また、同社は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書は、複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和46年4月1日に申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年1月31日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した平成4年2月1日から6年1月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年12月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月31日より後の同年2月3日に、申立人を含む9人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が平成4年2月から5年12月までは8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和42年11月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月は3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年11月18日まで

社会保険事務所の記録では、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和42年3月31日となっている。同社には同年11月18日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主の妻の供述から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和42年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿では、A事業所は、昭和42年4月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の記録が確認できる。しかし、同日以降に、申立人及び複数の従業員に係る42年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が42年3月31日にさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和42年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められない。

なお、申立人の資格喪失日については、社会保険事務所の被保険者名簿にお

いて、上記のとおり昭和42年10月の定時決定の記録が存在すること、また、申立人の妻は、同年11月18日に挙式したが、当日にA事業所の社長から解散すると告げられたとし、さらに、同事業所を退職後1か月程度で次の会社に勤務したと供述しているところ、申立人は、社会保険事務所の記録において同年12月4日から次の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できること、加えて、事業主の妻は申立人が解散時まで当該事業所に勤務していたことを記憶していること等から判断すると、申立人の資格喪失日は、同年11月18日であると認められる。

また、標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿の記録から昭和42年3月から同年9月までは3万6,000円、同年10月は3万9,000円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和50年9月の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月1日から平成2年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に支払われた報酬額と異なっているため、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち昭和50年9月については、申立人から提出のあった給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているほか、申立期間当時の同社の事業主は既に死亡しているため、厚生年金保険料を納付したか否かについては確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 50 年 9 月以外の期間については、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。
- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、昭和 50 年 9 月を除く申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月30日から同年8月1日まで

昭和31年5月にA社B支店から同社C出張所に転勤した際の厚生年金保険加入記録4か月間が無い。保険料控除の事実が確認できる書類はないが、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に対する照会回答結果、転勤の辞令簿及び雇用保険の加入記録により、申立人は同社に継続して勤務し(昭和31年3月17日に同社B支店から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社C出張所は昭和31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社B支店において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年3月の社会保険庁の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたと思われるとしているが、申立人と同日にA社B支店から同社C出張所へ異動した同僚1名についても、申立人と同様に、同社B支店における資格喪失日が昭和31年4月30日とされ、同日から同年8月1日までの厚生年金保険の未加入期間が生じていることにかんがみ、事業主が申

立人の資格喪失日を 31 年 4 月 30 日として届け出た結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は35万円、②の期間は38万円、③、④及び⑤の期間は60万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は35万円、②の期間は38万円、③、④及び⑤の期間は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年7月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年3月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月

9日、同年12月14日及び17年7月12日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万円、申立期間②は38万円、申立期間③、④及び⑤は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は12万円、②の期間は15万円、③、④及び⑤の期間は35万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は12万円、②の期間は15万円、③、④及び⑤の期間は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年7月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年3月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月

9日、同年12月14日及び17年7月12日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万円、申立期間②は15万円、申立期間③、④及び⑤は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は35万円、②の期間は38万円、③、④及び⑤の期間は60万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は35万円、②の期間は38万円、③、④及び⑤の期間は60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月11日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月14日
⑤ 平成17年7月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年3月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年7月11日、同年12月12日、16年7月

9日、同年12月14日及び17年7月12日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は35万円、申立期間②は38万円、申立期間③、④及び⑤は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は12万円、②の期間は15万円、③、④及び⑤の期間は35万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は12万円、②の期間は15万円、③、④及び⑤の期間は35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 11 日
② 平成 15 年 12 月 12 日
③ 平成 16 年 7 月 9 日
④ 平成 16 年 12 月 14 日
⑤ 平成 17 年 7 月 12 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていないため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 3 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成 15 年 7 月 11 日、同年 12 月 12 日、16 年 7 月

9日、同年12月14日及び17年7月12日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は12万円、申立期間②は15万円、申立期間③、④及び⑤は35万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年3月6日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は23万3,000円、②の期間は25万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は23万3,000円、②の期間は25万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにお

ける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 23 万 3,000 円、申立期間②は 25 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 2 月 12 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①及び②の期間とも24万2,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の①及び②の申立期間に係る標準賞与額を、いずれも、24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、いずれも24万2,000円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月12日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は22万円、②の期間は22万4,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は22万円、②の期間は22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万円、申

立期間②は 22 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 2 月 12 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は18万8,000円、②の期間は22万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は18万8,000円、②の期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万8,000

円、申立期間②は 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 2 月 12 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は18万円、②の期間は21万1,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は18万円、②の期間は21万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申

立期間②は 21 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 2 月 12 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は16万7,000円、②の期間は19万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は16万7,000円、②の期間は19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日
② 平成 17 年 7 月 25 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 2 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成 16 年 8 月 5 日及び 17 年 7 月 25 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにお

ける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は16万7,000円、申立期間②は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月12日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①及び②の期間とも17万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の①及び②の申立期間に係る標準賞与額を、いずれも、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日
② 平成 17 年 7 月 25 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていないため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 2 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成 16 年 8 月 5 日及び 17 年 7 月 25 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、いずれも 17 万円とするこ

とが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年2月12日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は23万2,000円、②の期間は24万2,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は23万2,000円、②の期間は24万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成17年7月25日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年2月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年8月5日及び17年7月25日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにお

ける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 23 万 2,000 円、申立期間②は 24 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 2 月 12 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は5万円、②の期間は27万9,000円、③の期間は29万6,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は5万円、②の期間は27万9,000円、③の期間は29万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月29日
② 平成16年8月30日
③ 平成17年12月29日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年8月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年7月29日、16年8月30日及び17年12月29日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は27万9,000円、申立期間③は29万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月29日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①及び②の期間は 22 万 5,000 円、③の期間は 23 万 3,000 円、④及び⑤の期間は 24 万 7,000 円と記録されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないうこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①及び②の期間は 22 万 5,000 円、③の期間は 23 万 3,000 円、④及び⑤の期間は 24 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 29 日
② 平成 16 年 8 月 30 日
③ 平成 16 年 12 月 25 日
④ 平成 17 年 8 月 30 日
⑤ 平成 17 年 12 月 29 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A 社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 8 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主

の供述により、申立人は、平成 15 年 7 月 29 日、16 年 8 月 30 日、同年 12 月 25 日、17 年 8 月 30 日及び同年 12 月 29 日に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は 22 万 5,000 円、申立期間③は 23 万 3,000 円、申立期間④及び⑤は 24 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 8 月 29 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は10万円、②及び③の期間は20万4,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は10万円、②及び③の期間は20万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年8月30日
③ 平成17年12月29日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年8月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成16年12月25日、17年8月30日及び同年12月29日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は10万円、申立期間②及び③は20万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年8月29日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は30万円、②の期間は20万円、③の期間は48万円、④の期間は40万円、⑤の期間は10万円、⑥及び⑦の期間は70万円、⑧の期間は50万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は30万円、②の期間は20万円、③の期間は48万円、④の期間は40万円、⑤の期間は10万円、⑥及び⑦の期間は70万円、⑧の期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成16年4月30日
③ 平成16年7月12日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年3月30日
⑥ 平成17年8月3日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年3月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年9月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反

映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年8月12日、16年4月30日、同年7月12日、同年12月15日、17年3月30日、同年8月3日、同年12月15日及び18年3月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②は20万円、申立期間③は48万円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥及び⑦は70万円、申立期間⑧は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月10日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①の期間は30万円、②の期間は20万円、③の期間は45万円、④の期間は40万円、⑤の期間は10万円、⑥及び⑦の期間は70万円、⑧の期間は50万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①の期間は30万円、②の期間は20万円、③の期間は45万円、④の期間は40万円、⑤の期間は10万円、⑥及び⑦の期間は70万円、⑧の期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成16年4月30日
③ 平成16年7月12日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年3月30日
⑥ 平成17年8月3日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年3月31日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成20年9月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反

映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年8月12日、16年4月30日、同年7月12日、同年12月15日、17年3月30日、同年8月3日、同年12月15日及び18年3月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は30万円、申立期間②は20万円、申立期間③は45万円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥及び⑦は70万円、申立期間⑧は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月10日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に①、②、⑤及び⑧の期間は10万円、③及び④の期間は30万円、⑥の期間は40万円、⑦の期間は50万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、①、②、⑤及び⑧の期間は10万円、③及び④の期間は30万円、⑥の期間は40万円、⑦の期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日
② 平成 16 年 4 月 30 日
③ 平成 16 年 7 月 12 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日
⑤ 平成 17 年 3 月 30 日
⑥ 平成 17 年 8 月 3 日
⑦ 平成 17 年 12 月 15 日
⑧ 平成 18 年 3 月 31 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同社は、平成 20 年 9 月に誤りに気づき、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成15年8月12日、16年4月30日、同年7月12日、同年12月15日、17年3月30日、同年8月3日、同年12月15日及び18年3月31日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①、②、⑤及び⑧は10万円、申立期間③及び④は30万円、申立期間⑥は40万円、申立期間⑦は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成20年9月10日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に57万5,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、57万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A協会が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同協会は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成17年12月12日にA協会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、57万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に38万8,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、38万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A協会が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同協会は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成17年12月12日にA協会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に38万9,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われないこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、38万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A協会が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同協会は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成17年12月12日にA協会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、既に38万5,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間の保険給付は行われなかったこととなっているところ、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、38万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A協会が当該賞与について、社会保険事務所に届出を行っていなかったため、保険料として納付されていない状況にある。

同協会は、平成20年10月に誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与支払の届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付に反映されていないので、厚生年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写し及び事業主の供述により、申立人は、平成17年12月12日にA協会から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、38万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 20 年 10 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社に名称変更。以下、同。)C支店における資格取得日に係る記録を昭和45年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和45年9月30日から同年10月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和41年の入社以来、A社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出のあった在籍証明書等及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年9月に同社D支店からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険事務所の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていたことから、事業主が昭和45年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年12月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月31日から63年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和62年12月31日から63年1月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和48年に入社して以来、グループ会社への転勤はあったものの、定年まで継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の人事通達、B社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び事業主の供述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し（昭和62年12月30日にB社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年1月の社会保険事務所の記録から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が、昭和63年1月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る62年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和61年2月21日、資格喪失日が63年10月1日とされ、当該期間のうち、61年2月21日から同年3月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を61年2月21日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月21日から同年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和61年2月21日から同年3月1日までの期間が未加入となっている旨の回答をもらった。昭和47年4月1日の入社以来、A社に継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録については、C社会保険事務所において、平成20年11月7日に申立人が昭和61年2月21日から同年3月1日まで厚生年金保険の被保険者であったとする記録訂正を行い、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間について年金額の計算

の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、雇用保険の加入記録、事業主から提出のあった社員名簿及び保険料控除の証明書並びに事業主の供述から判断すると、申立人が申立事業所に昭和61年2月21日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年3月の社会保険事務所の記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が昭和61年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 7 月 21 日まで
② 昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

ねんきん特別便の記録により、脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。

しかし、脱退手当金を自分で請求したり、受け取ったりした覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 16 名中 5 名に過ぎず、当該支給決定の記録がある者の一人は、「自分で社会保険事務所に出向き請求手続を行った」と供述をしていることに加え、当該事業所の元経理・総務担当者は、「申立期間当時、脱退手当金の代理請求の手続を行った記憶は無い」旨の供述をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い上、3 回の被保険者期間が同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間①及び②の期間だけ支給され、その間の期間のみ支給されないということは事務処理上不自然である。

さらに、申立期間②に係る事業所に勤務する前の昭和 36 年 2 月に、未請求期間に係る被保険者記号番号の重複取消が行われていることを踏まえると、そ

の当時、申立人が未請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間における被保険者資格の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和45年10月31日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び申立期間当時にA社に在籍していた従業員の供述により、申立人が同社に昭和45年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立人の資格喪失日に係る社会保険事務所への届出を誤ったと認めていることから、事業主が昭和45年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支店から同社B本社に転勤した際の資格喪失日が昭和30年4月1日となっており、同社B本社での資格取得日は同年5月1日となっている。同社には退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社が作成している申立人についての在籍証明書及び社員原簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年4月1日に同社C支店から同社B本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日について、昭和30年4月1日として届け出るべきところを同年5月1日として誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和52年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月26日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B事業所から本社に異動した直後の申立期間について、厚生年金保険に未加入となっているとの回答をもらった。同社には昭和43年3月18日から平成17年11月15日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者転入届受理通知書、A社の申立人に係る在籍証明書及び同社が辞令管理台帳と呼ぶ申立期間当時の人事異動の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務(昭和52年9月25日にA社B事業所から本社に異動)していたことが確認でき、同社の総務部係長の供述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和52年10月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は不明としているが、同社本社が保管している前述の人事異動に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記載内容から、事業主が申立人の同社における資格取得日を昭和52年10月1日として届け、その

結果、社会保険事務所は、同年9月分の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京国民年金 事案 4345

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年6月まで

私は、会社を退職した後に国民年金に加入し、区役所で国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間は申立人の妻も国民年金に未加入であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年11月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から40年9月まで

私は、昭和39年10月末に、父の病気の看病のために勤務していた会社を退職した。その時に、区役所で国民年金の加入手続をし、再就職するまでの申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等の納付手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年7月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を受領、所持していた記憶はないと供述しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成11年4月から同年12月までの保険料については、免除されたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から54年6月まで
② 平成11年4月から同年12月まで

母は、申立期間①の私の国民年金保険料を納付し、申立期間②の私の保険料を免除申請したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、母親が当該期間の保険料の免除申請手続を行っていたことを示す関連資料が無い上、申立人は保険料の免除申請手続に関与しておらず、免除申請を行ったとする母親から当時の免除手続状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年1月までの期間、同年3月、同年9月及び44年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から43年1月まで
② 昭和43年3月
③ 昭和43年9月
④ 昭和44年10月

私は申立期間当時に学生であったため、母が国民年金の加入手続をし、その後母又は私自身が国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の手続を行ったとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間①、②、③及び④の保険料を納付書で納付したと説明しているが、申立人が当時居住していた区では、当該期間の保険料徴収は印紙検認方式であったことが確認でき、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年10月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4354

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から19年6月まで

私は、毎年度区役所の支所において申立期間の国民年金保険料の免除申請を行っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、毎年度免除申請手続きを行っているとしているものの、承認通知書又は却下通知書を受け取った記憶はないとしている上、保険料の免除期間であれば発行されない平成18年度分の納付書が平成18年2月に発行され、19年6月及び8月には催告状が発行されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を免除申請又は納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が始まったときに、夫とともに加入手続をして、町の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付したとする夫及び申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている妹夫婦も当該期間の保険料が未納となっているなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、国民年金制度が始まったときに、夫とともに加入手続をして、町の集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、一緒に保険料を納付したとする夫及び申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている姉夫婦も当該期間の保険料が未納となっているなど、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から47年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私は、夫から、さかのぼって納められる国民年金保険料を全部納めてきたと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立期間②については、夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月時点では、申立期間②は第2回特例納付の対象期間ではないことに加え、申立期間は時効により保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4365

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年12月まで
私は、昭和47年10月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立期間当初に婚姻した夫も、申立期間の大部分は未納となっている。また、申立人は、申立期間直後の期間の保険料を過年度納付しており、申立期間は、当該納付時点では時効により過年度納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで
私の父は、私が婚姻するまでの私の国民年金保険料を納付していた。婚姻後の保険料は、自分で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた市および区では採用されておらず、申立人が申立期間当時所持していたとする国民年金手帳は、昭和41年から49年頃交付されていた形式の手帳であり、申立期間の大部分の期間で使用されていなかったことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳の記号番号が払い出された昭和43年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4370

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から同年12月まで

私は、会社退職後の昭和38年ごろに国民年金に加入し、母が家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、母親が家族の国民年金保険料を納付していたと説明しているが、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、同居していた弟は国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人と夫の国民年金手帳の記号番号は昭和43年8月に連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶も無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年4月までの期間、46年7月から同年10月までの期間及び61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年4月まで
② 昭和46年7月から同年10月まで
③ 昭和61年4月

私は、会社退職後の平成3年5月に国民年金の加入手続を行い、過去の未納期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人はさかのぼって納付したとする保険料の額及び納付書等について憶えていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金手帳の記号番号の払出しを受け、過去の未納期間の保険料を納付したとする平成3年5月時点では、申立期間はいずれも時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年7月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、以後、保険料を納付してきた。結婚後は、妻の加入手続きも行い、二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月ではなく、夫婦連番で39年9月頃に払い出されていたことが確認できる上、申立人の妻も、婚姻後の申立期間が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年9月時点では、申立期間の過半は保険料の過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで
私の国民年金の加入手続は、婚姻直後に夫が行い、以後、夫が二人分の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年3月ではなく、夫婦連番で39年9月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人の夫も申立期間が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年9月の時点では、申立期間は保険料の過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人は、保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶はなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4377

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年6月まで

私は、国民年金保険料の納付書が郵送されたものはすべて郵便局で納付していたことを鮮明に覚えている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、最初に払い出された国民年金手帳により国民年金保険料を納付したとする期間、納付金額についての申立人の記憶が曖昧である。また、申立人は、申立期間の保険料を納付書により郵便局で納付したと説明しているが、申立人が居住していた市では郵便局で納付ができるようになったのは納付書制度が開始された47年4月からである上、申立期間中に転居を行っているが、転居後に住所変更を行った記憶がない。

また、後の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年9月時点では第3回特例納付が可能な期間であり、申立人は、昭和36年4月から41年6月までの期間について特例納付を行っているが、申立期間についてまとめて、さかのぼって納付した記憶はないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年10月まで

私は、昭和45年ごろ、母親からの電話で未納期間の国民年金保険料を一括で払ったと連絡があった。当時の私の給料からみて、一括で払った保険料が高額だったのを記憶しており、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を一括納付したとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の母親が保険料を一括納付したとする昭和45年ごろは、申立人は母親とは異なる市区町村に住んでおり、母親が居住している市区町村では国民年金の加入手続はできないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、申立人には国民年金手帳の記憶がないなど国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から51年3月までの期間、55年7月から57年9月までの期間及び57年11月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から51年3月まで
② 昭和55年7月から57年9月まで
③ 昭和57年11月から平成元年3月まで

私は、昭和39年11月から51年まで住み込みで働き、国民年金保険料を納付していたと思う。54年の結婚後は、生活が苦しかったが保険料を納付してきた。

若干の未納はあると思っていたが、自分が思っていたより未納期間が長過ぎるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年8月時点では、当該期間の保険料は特例納付以外の方法では時効により納付できないが、申立人は特例納付を行った記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 2 申立期間②について、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
また、申立期間③について、申立人も未納であることを認識している。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4387

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、国民年金制度ができた翌年の昭和37年ごろに、区役所で国民年金の加入手続をし、集金人に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、業種組合支部を通じて昭和42年に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年3月ごろ、父から未納となっている2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができるかと教えられ、自宅近くの市の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を一括納付した。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料額の記憶が曖昧であり、納付書及び領収書の記憶が無い上、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和51年4月に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することはできないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 8 月までの期間、41 年 2 月及び同年 3 月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 38 年 8 月まで
② 昭和 41 年 2 月及び同年 3 月

私は、平成 12 年ごろに区役所で国民年金保険料の納付状況を確認した際、申立期間が未納であることを知り、区役所の勧奨に従って申立期間の保険料を一括納付したはずなのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする平成 12 年には特例納付が実施されておらず、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 41 年 4 月に任意加入していることが確認でき、申立期間については未加入期間であったことから、保険料を納付することができず、申立期間同時に申立人が居住していた区及び所管社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、別に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から同年11月までの期間、44年1月から同年12月までの期間、45年8月、46年3月、同年9月、47年3月、48年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から同年11月まで
② 昭和44年1月から同年12月まで
③ 昭和45年8月
④ 昭和46年3月
⑤ 昭和46年9月
⑥ 昭和47年3月
⑦ 昭和48年6月及び同年7月

私は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、7回に及ぶ申立期間について、厚生年金保険から国民年金への切替手続きの時期、場所及び保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶は曖昧である上、当該手続きに伴って行われる申立人の妻の国民年金の任意加入の資格喪失及び強制加入の資格取得の切替手続きについても行われていたことを確認できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から45年4月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、私の前妻が加入手続をし、数回に分けてまとめて納付をしたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる前妻から当時の納付に関する状況を聴取することは困難であることから、当時の納付状況等が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年ごろの時点では、申立人自身は厚生年金保険の加入実績を把握していなかったとしている。

加えて、申立人が特例納付及び過年度納付をしなければ、60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、年金受給資格期間を満たすために特例納付及び過年度納付を行ったことが確認できるなど、他に申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から44年3月まで

私が昭和38年10月に洋装雑貨卸商を開業したときに、元妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとする申立人の元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、元妻は、申立期間の保険料については自身の保険料を含めて納付していた記憶がないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金を受給の際に、国民年金手帳が見つからないまま裁定を受けて年金を受給した。しかし、最近、私の国民年金手帳が見つかり、申立期間の印紙貼付の台紙が切り離されていることから申立期間の保険料は父が当時一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、保険料を納付した根拠として、国民年金手帳の印紙貼付の台紙が切り離されていることを主張するが、この台紙は、保険料の納付の有無にかかわらず当該年度終了後以降に切り離しを行う取扱いとなっており、保険料を納付したことを示すものではない。さらに、国民年金手帳に昭和36年度及び37年度分の区の検認印がないなど、他に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月から55年10月まで

私は、会社を退職した昭和51年3月に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を交付された覚えがないと説明しており、加入手続や保険料の納付金額の記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和55年12月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4400

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から51年6月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間当時申立人が居住していた区では、昭和44年度までは保険料を印紙検認方式により収納していたが、申立人が所持する国民年金手帳の44年度欄には印紙貼付も検認印も認められないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4407

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 59 年 7 月まで

私の妻は、私が会社を退職した後、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の妻は、申立期間当時に所持していたとする国民年金手帳の形式等を憶えておらず、納付したとする保険料の金額は、年金記録の確認を申し立てたときに社会保険事務所で教示された保険料額を申立書に記載したと説明しており、保険料の納付状況等が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から56年4月まで
私は、友人と一緒に市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間後に転居した区で交付された国民年金手帳を所持しているところ、当該手帳以外に他の手帳を所持したことがないと供述していることや、納付金額や納付の頻度などの記憶が曖昧であるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から45年11月まで
私は、夫婦二人の未納の国民年金保険料81万円を2回に分けて特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、特例納付をしたとする時期の記憶が曖昧である上、申立人が特例納付したとする保険料の金額は、第3回特例納付で納付済みとされている申立人夫婦の保険料に加えて、申立人の申立期間の保険料及び未納とされている夫の保険料を第3回特例納付により納付した場合の保険料を合計した額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4410

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年5月まで
私は、結婚を機に国民年金に加入し夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫も、申立期間当初は未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、申立期間のうち50年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4411

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで

私の義父は、私の長男が誕生した昭和41年4月の翌5月に国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してきていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年1月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの期間、47年7月から48年3月までの期間、49年1月から50年4月までの期間及び平成3年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から41年3月まで
② 昭和47年7月から48年3月まで
③ 昭和49年1月から50年4月まで
④ 平成3年4月から同年9月まで

私は、昭和54年ごろ、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を一括納付したはずであり、申立期間④の保険料は金融機関等で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、昭和54年ごろ、区役所から特例納付の勧奨通知が届き、当該期間の国民年金保険料約10万円を一括納付したと説明しているが、特例納付リスト等から、第3回特例納付により、申立人が申立期間①直前の37年10月から39年9月までの保険料約10万円を納付したことが確認できる。また、申立期間①及び②については、第3回特例納付により、申立人が当該期間の保険料を昭和37年10月から39年9月までの保険料と併せて納付した場合、実際に必要となる保険料額は、申立人が納付したとする金額と大きく異なっており、申立期間③については、当該期間が任意加入期間として扱われていたことが確認でき、任意加入期間は、制度上、特例納付を行うことができない期間である。

さらに、申立期間④については、申立人は、当該期間の保険料の納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4415

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年1月まで

私は、昭和36年4月ごろ、国民年金の加入手続を区役所又は区役所出張所の窓口で行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口又は郵便局で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに国民年金の加入手続を区役所又は区役所出張所で行ったと説明しているが、その際、国民年金手帳を受領した記憶が無い上、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であるなど、申立人が国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとされる昭和36年4月ごろ以降も、国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から44年7月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、義姉又は私自身が集金人に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和36年12月から38年2月までの期間は20歳に到達しておらず、国民年金に加入することができない期間である上、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の義姉は、申立期間の過半は国民年金に未加入であるなど、申立人が国民年金に加入し、申立人及び義姉が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、申立人及び義姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年11月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年3月まで

私は、20歳になってから、義母と兄に勧められ、区役所で国民年金の加入手続を行い、元夫の国民年金保険料は義母が納めていると聞いていたので、自身の保険料だけを区役所及び出張所で納め、当時所持していた年金手帳に領収書を貼付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧であり、当時申立人が居住していた区では、印紙検認方式による保険料の収納を行っていたにもかかわらず、申立人は印紙検認によって納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4421

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私の父親は、私の国民年金の加入手続をし、私と姉の国民年金保険料を結婚するまで一緒に納付してくれた。姉は申立期間納付済みになっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の所持する昭和44年10月27日発行の国民年金手帳では、44年度の保険料はまとめて45年1月14日に印紙検認によって現年度納付していることや、申立人は父親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶はないと説明していることなどから、申立人の父親が、国民年金手帳の記号番号払い出し日より前の申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4422

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年3月まで
婚姻前の昭和39年ごろに、元夫が区役所で、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を元夫が経営していた理容店で徴収員に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする元夫から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立期間について元夫も保険料が未納であるなど、元夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

国民年金手帳に、被保険者となった日が昭和52年4月1日と記載があることから、母が区役所出張所で、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和52年4月1日」と記載されていることをもって、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、当該欄は、被保険者となった時期を記載したものであり、保険料の納付が開始された時期を示すものではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、54年11月9日に払い出されていることが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 4424

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から53年3月まで

私達夫婦は、信用金庫の口座から100万円をおろし、区役所窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、これで未納はありませんと言われたことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であり、また、申立人夫婦は、申立人の妻の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年6月に、第3回特例納付及び過年度納付をしていることが確認できるものの、納付したとする金額は、夫婦二人の申立期間を含めた未納期間の保険料を特例納付及び過年度納付した場合の保険料額と大きく異なる上、申立人の妻は、特例納付する際の窓口での納付金額、納付月数に関するやりとりの記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から59年2月まで

私は、申立期間当時は国民年金に加入しており、国民年金保険料は妻が納付していたはずである。私の口座からは妻の保険料が引き落とされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを自身で行った記憶は無く、妻が申立人の切替手続きを行ったかどうかについては分からないと説明している上、預金取引記録により、申立期間当時、申立人の預金口座からは一人分の保険料が口座振替で納付されており、その領収書はがきは妻名義であることが確認できるなど、妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

母は、私が20歳になったときに区役所の出張所で私の国民年金の加入手続を行い、大学生であった間の国民年金保険料を納付してくれていた。大学院生になってからは収入があったので、自身で保険料を納付してきた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は、申立人及び申立人の妹が20歳になったときに国民年金への加入手続をしたとしているが、妹も20歳に達した時期から未加入期間があるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年6月ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することが出来ない期間である上、申立期間は、当時の制度では、申立人が学生であったため国民年金の任意加入期間であったことから、さかのぼって保険料を納付することはできず、申立期間に国民年金に加入した記録が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から51年3月まで

私は昭和46年か47年に国民年金に加入し、その時に20歳までの国民年金保険料をさかのぼって納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が昭和46年又は47年にさかのぼって納付したとする保険料額は、20歳に達した時から当該納付時点までの保険料を第1回特例納付及び過年度納付した場合の金額と大きく相違するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から32年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和24年4月から32年6月30日までの間、継続してA社に勤務し、同社が厚生年金保険の新規適用事業所になった30年5月1日にも間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述及び申立人が提出した写真により、勤務期間は特定できないものの、申立人が勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人には、雇用保険の加入記録も無い上、申立期間当時には夫の健康保険証を使っていたとの供述がある。

また、A社は、昭和48年4月1日に適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しており、同社及びこれらの者から、申立期間における申立人の勤務の実態や当時の同社の厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

さらに、申立人がA社の新規適用時に同僚として勤務していたとして名前を挙げた12人の同僚について、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により加入記録を確認したところ、申立人が同僚として勤務していたとする4人の加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年7月1日から30年9月1日まで
② 昭和30年12月10日から34年12月1日まで

私は、60歳のときに社会保険事務所の窓口で脱退手当金が支払われていることを知った。当時は、そのままあきらめていたが、脱退手当金の請求を行った覚えは無く、受給した記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年3月29日の直前の同年2月10日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等をA省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、当時が通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金の請求があったと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 15 日から 48 年 1 月 21 日まで
② 昭和 48 年 2 月 21 日から 49 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 12 月 16 日まで

平成 20 年 5 月 13 日付けで社会保険事務所から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

しかし、私は、当時厚生年金保険に加入していたとは認識していなかったため、脱退手当金の請求を行ったことも無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 51 年 3 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間前の 2 回の厚生年金保険被保険者期間については、いずれも脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いという回答があった。申立期間も同病院に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間に係るA病院からの回答書により、申立人が、申立期間も同病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時のA病院における社会保険事務手続及び給与計算の担当者は、「医師については、すべての者が厚生年金保険に加入していたわけではなく、厚生年金保険への加入を希望する者のみを加入させており、厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはなかった。当時、厚生年金保険と雇用保険の加入手続を同時に行っていた。」としているところ、申立人の同病院における雇用保険の資格取得日は昭和 47 年 3 月 1 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、申立人はA病院における当時の同僚の医師を 3 人記憶しているところ、そのうちの 1 人は、「厚生年金保険への加入は自己申告に基づいていた。加入していない期間については厚生年金保険料の給与からの控除はなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無く、法人としての実態は不明である。

また、申立人が記憶しているA社の役員及び複数の同僚は、「申立期間当時、A社は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことはない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社の代表者及び上記役員は、申立期間においては国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 20 日から 40 年 5 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同事業所には昭和 40 年 5 月ころまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主から提出された在籍証明書により、申立人が申立期間においても、同事業所に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、元事業主は、「当時、従業員の要望に基づき、従業員全員の厚生年金保険被保険者資格喪失の手続きを行い、それ以降の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」としており、社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が資格喪失した昭和 39 年 7 月 20 日までに、同事業所の被保険者全員が資格喪失していることが確認できる。

また、申立人が記憶しているA事業所における同僚二人は、申立人と同様に昭和 39 年 7 月 20 日に被保険者資格を喪失しているところ、この同僚二人は、「同日以降も引き続きA事業所に勤務していたが、同日以降の期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとの記憶はない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、平成 4 年 11 月 1 日から 6 年 10 月 21 日までの標準報酬月額が 8 万円に減額されている。代表取締役として自らの給与を減額した記憶は無いので、減額前の標準報酬月額である 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 6 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その翌日の同年 12 月 2 日に申立人の標準報酬月額は、4 年 11 月から 6 年 9 月までさかのぼって 53 万円が 8 万円に訂正されたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管していたA社に係る厚生保険特別会計債権消滅不納欠損決議書の記録から、同社は、平成 6 年 5 月には厚生年金保険料を含む社会保険料の支払いを滞納していたことが確認できる。

一方、申立人は、A社が、平成 6 年 10 月には事実上倒産し、後日、社会保険事務所から同社の滞納保険料について呼出しを受け、社会保険事務所の職員が提示した書類に押印したとしており、当該書類が自身の標準報酬月額の遡及訂正に係る届出書であったかどうかは記憶にないとしているところ、代表取締役であった申立人が、当該書類の内容を確認もせずに押印したとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時にA社の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当時、A社がB社に吸収合併されたが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が昭和 43 年 4 月 1 日にB社に吸収合併されたが、継続して勤務していたため、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったはずであると申し立てているものの、B社によると、当時の役員会議事録にA社を吸収合併した事実無く、同社の従業員全員が同社を退職し、B社に中途採用されたものであるとしている。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 49 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含む従業員全員が同日に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は、A社において昭和 49 年 3 月 30 日に資格を喪失し、B社において同年 4 月 1 日に資格を取得した記録となっていることから、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立期間当時のA社の従業員に、申立期間に係る同社の厚生年金保険の加入状況等について照会したものの、当時のことを記憶している者はおらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 4 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は既に解散しており、事業主も所在が不明であるため、同社及び事業主から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、これらの者から申立人に係る勤務の状況等を確認することができなかった。

さらに、申立人は、申立人の妻も同社に勤務していたとしているものの、当該妻は、同社において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できず、同社勤務期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間当時の被保険者は 15 名程度であることが確認できるものの、申立人は申立期間当時の同社の従業員は 50 名程度であったとしていることから、同社においては、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 38 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該申立期間当時の状況について、

上記複数の同僚に照会したところ、同社は同年 10 月に倒産したと供述している上、当該同僚の厚生年金保険の資格喪失日は同年 10 月 31 日となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 事業所に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も勤務していたことは確かであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 33 年 5 月から同年 9 月までA事業所に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、A事業所は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、また、同事業所の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

さらに、申立人は、同事業所の上司、同僚等の氏名を姓しか記憶していないため、これらの者から供述が得られず、申立人の同事業所における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、昭和 40 年 4 月から 41 年 6 月までB社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、41 年 12 月 1 日であり、同社は、申立期間②において適用事業所とはなっていない。

また、同社は、既に解散していること及び事業主は死亡していること等から、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入していること

が確認できる従業員に照会したところ、申立期間当時、同社は厚生年金保険に加入していなかったため、同年12月1日以前は、国民年金に加入し、その保険料を納付していたと供述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 22 日から昭和 31 年 5 月 1 日まで
昭和 29 年 3 月にA社に入社したが、厚生年金保険の加入は 31 年 5 月 1 日となっている。同社が発行した勤務期間証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が発行した勤務期間証明書及び人事記録並びに昭和 29 年に同社に入社した同僚 3 名の供述により、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が記憶している上記 3 名の同僚の厚生年金保険への加入は、申立人と同様に、入社後 2 年から 3 年程度経過後に加入していることが確認できるほか、昭和 28 年から 30 年に入社した従業員について、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿から被保険者資格の取得までの期間をみると、入社後おおむね 3 年程度経過してから厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立期間当時、同社は、入社後すぐには厚生年金保険には加入させていなかったものと推認される。

また、同社の元事業主は、上記のように申立人やその同僚について、入社日と厚生年金保険の資格取得日の間に一定期間の空白があることについて不明としており、人事記録に記載の日付どおりに資格を取得した旨の届出を行ったか、厚生年金保険料を給与から控除していたかについては、当時の記録書類の保存期限を過ぎており、破棄しているため確認できないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月から24年5月まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。A事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所に勤務したと申し立てているが、社会保険事務所の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は同僚の姓しか記憶していないため、これらの者から供述が得られず、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、同事業所に勤務していたこと以外は、事業主の氏名、給与の支払者、厚生年金保険料の控除の有無等について一切記憶に無いとしている。

加えて、B法人に申立人の厚生年金保険の加入記録を照会したが、確認できた記録は昭和25年8月24日から26年6月30日までの記録のみであり、申立てに係る記録は確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 21 日から 48 年 1 月 4 日まで
昭和 47 年 10 月 21 日にA社からB社（現在は、C社。）に異動になったが、同社での厚生年金保険の資格取得が 48 年 1 月 4 日となっている。両社は、ともにD社の関連会社であり、グループ会社間の異動のため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金計算表及び同僚の供述により、申立人が、申立期間も継続してEグループに勤務していたことを推認することができる。

また、申立人は、雇用保険の被保険者記録によると、昭和 47 年 10 月 21 日にA社を離職し、同年 11 月 10 日にB社で資格を取得していることが確認できることから、申立期間のほとんどの期間においては、B社に在籍していたものと認められる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録によると昭和 48 年 1 月 4 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社が既に解散していることから、A社に照会したところ、グループ会社間での異動の際、退職金に関してはグループ会社間で継続扱いをしていたが、社会保険及び労働保険の手続きはそれぞれの会社で届出処理をしていたと供述している。

さらに、申立人と同様にA社からB社に異動になった同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、いずれも申立人と同様になっており、申立期間当時のB社の事業主及び役員の厚生年金保険の資格取得日も申立人と同日となっていることが確認できる。

なお、上記A社によると、Eグループ内各社の給与計算については、親会社

であるD社が行ったとしているところ、B社は商業登記簿により昭和45年3月23日設立であることが確認でき、適用事業所となった48年1月4日までの3年間もの間、適用事業所でないにもかかわらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。このため、申立人のほかA社からB社に異動した同僚の厚生年金保険料は、B社が適用事業所となった48年1月から控除されたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に確認したところ、申立期間に勤務していたA社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないとのことであったが、確かに厚生年金保険料を支払っていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務し、同期間について厚生年金保険の被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A社は申立ての期間及び所在地において厚生年金保険の適用事業所となっていない。なお、社会保険庁の記録によるとA社に類似する名称の適用事業所は6社あるが、5社は申立期間に適用事業所となっておらず、また、1社は適用事業所であるものの、申立てに係る事業所の所在地とは別の地域に所在している。

また、申立人は、社長の名前を名字しか記憶しておらず、当時の同僚の名前も記憶していないことから、これらの者の連絡先を把握して事情を聴取することができない。なお、申立人が申立期間後に入社したB社の従業員は、申立人はB社に入社する前は従業員が1、2名の個人商店に勤務しており、社会保険に加入できないのでB社に入社することとした旨の供述をしている。

さらに、申立人は高齢のため代理人を立てているところ、代理人は申立内容に関する事情を十分承知しておらず、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、A社について手掛かりを得るべく、登記簿謄本を入手しようとしたが、A社に該当する法人は無かった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納めていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月31日から46年5月
社会保険事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いが、A社を退職後、引き続き被保険者となるため、保険料14か月分を一括納入した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、昭和44年8月1日から厚生年金保険の第四種被保険者となっており、昭和45年夏ごろに、残り14か月分の申立期間の保険料を一括して納付し、当該月数に係る期間について厚生年金保険の被保険者であることを申し立てている。

しかしながら、申立期間当時、14か月分の保険料を一括して納付できる制度は無く、保険料をまとめて納付できる制度として前納制度はあったが、これは年度（4月から翌年3月）、若しくは半年（4月から9月、10月から翌年3月）の期間に係る保険料を前納できる制度であり、申立人の主張と相違する。

また、社会保険事務所に保管されている第四種被保険者に係る被保険者台帳、索引票及び総括票において、申立人は、昭和45年3月の保険料を納付しなかったことにより、同年同月末日に被保険者資格を取消しされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月から 12 年 3 月まで
社会保険事務所からの厚生年金保険の記録照会に係る回答を確認したところ、平成 10 年 1 月から 12 年 3 月までの標準報酬月額が違っていると思われる。当該期間中もそれまでと同じ勤務状況、給与額であったので、調べて正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、平成 10 年 1 月から 11 年 7 月までの申立人の標準報酬月額は 56 万円、11 年 8 月から 12 年 3 月までの標準報酬月額は 44 万円となっているが、申立人は、当該期間中の各月の給与総額は 81 万円であり、標準報酬月額は 59 万円であるはずと申し立てていることから、申立人から提出のあった預金通帳の写しに記載されている申立期間中の各月の給与額を確認すると、申立ての標準報酬月額に相当する 65 万円前後の給与振込がなされていることが認められる。

しかしながら、申立人から提出のあった家計簿に記載の社会保険料額及び事業所から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を確認すると、平成 10 年 1 月から 7 月の 7 か月については、申立てどおりの標準報酬月額 59 万円に相当する保険料が控除されているが、同年 8 月の厚生年金保険料及び健康保険料を給与から控除する際にこれを清算し、当該期間の標準報酬月額を 56 万円とした場合に相当する厚生年金保険料との差額が申立人に返金されていることが認められ、社会保険庁の記録と一致する。

また、平成 10 年 9 月から 11 年 7 月の家計簿及び給与明細書に記載の保険料額から算出される標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致しており、11 年 8 月から 12 年 3 月の家計簿及び給与明細書に記載の保険料額から算出される標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致している。

以上のことから、事業主は、申立期間の申立人の給与において、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

なお、健康保険組合が保管する個人台帳の申立人に係る標準報酬月額、及び厚生年金基金が保管する被保険者標準報酬改定通知書の申立人に係る標準報酬月額についても、社会保険事務所の記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 18 日から 34 年 10 月まで
② 昭和 34 年 10 月から 35 年 10 月まで

昭和 31 年 10 月 18 日から 34 年 10 月まではA社に、34 年 10 月から 35 年 10 月まではB社に、それぞれ勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①はA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社の現在の事業主は、当時の事業主及び総務・経理担当者は死亡しており、申立人が同社に勤務していたか否かは不明であるとしているものの、申立期間当時の社員別の社会保険被保険者台帳を保存しているなか、申立人に係る被保険者台帳が無いことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと考えられるとしている。

また、同社の被保険者名簿から住所を把握できた申立期間当時の従業員 6 名のうち 5 名から照会に対する回答を得たが、全員が申立人のことを記憶していないと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、被保険者名簿の健康保険番号にも欠番は無いことから、記載内容に不自然さはみられない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 4 月 4 日であり、申立期間のうち、31 年 10 月 18 日から 32 年 4 月 3 日までの期間は、同社は適用事業所とはなっていない。

申立期間②については、B社は社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用

事業所であったことが確認できない上、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、B社に3、4人の住み込みで勤務していたとしているが、同僚の名前を記憶していないため、同僚から事情聴取することができず、このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 7 月 14 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に勤務していたと申し立てているが、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保有しておらず、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人に係る勤務の状況や厚生年金保険料の控除の状況については不明であると回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の上司や同僚等6名のうち連絡が取れた4名に照会したところ、2名は、申立人のことを覚えているが、申立人の厚生年金保険の加入状況、控除等までは分からないと供述しており、ほかの2名は申立人のことを覚えていなかった。

そこで、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入している従業員8名に照会したところ、そのうち1名は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険料の控除等については不明であるとしており、ほかの7名は、申立人のことを知らないと供述している。

さらに、同社の当時の経理担当者は、厚生年金保険料納入告知書と預かり金の金額を突合してから社会保険事務所に納付しており、厚生年金保険に未加入の者から2年以上にもわたって保険料を控除することは有り得ず、仮に、保険料を控除していた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会や毎年8月の決算時に気付くはずである旨供述している。

その上、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、記録訂正の形跡も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は控除されていたはずであると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年12月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和20年4月15日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、再度、23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間のうち、20年4月16日から同年12月31日までの期間は適用事業所となっていない。

一方、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同月15日までの期間については、同社に係る厚生年金被保険者名簿により、同社では、同年2月10日に従業員の厚生年金保険の加入手続を最後に行った後、再び、適用事業所となる23年12月1日まで、申立期間を含め、従業員の厚生年金保険の加入手続を一切行っていないことから、申立人の資格取得の届出が行われたことを確認できない。

また、同社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保存しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社に係る厚生年金被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員2名に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで
②昭和 41 年 4 月 20 日から 42 年 2 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A店に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A店に勤務していたと申し立てているところ、同店の事業主の妻の詳細な供述から、申立人が昭和 37 年の秋頃から同店に勤務していたことはうかがえる。

なお、B社から提出のあった、申立人が同社に入社時に提出した履歴書には、申立人がA店に昭和 37 年 7 月に入社した旨記載されている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 5 月 1 日であることから、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、同店の事業主の妻及び社会保険事務所の同店に係る被保険者名簿から同店が厚生年金保険の適用事業所となった時期に勤務していたことが確認できる従業員は、いずれも、同店が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているところ、同社から提出のあった社員名簿には、申立人の入社年月日が昭和 41 年 11 月 15 日と記載されており、同じく同社から提出のあった申立人に係る誓約保証書及び申立人が同社に入社時に提出した履歴書の記載からもこのことが

裏付けられることから、申立期間②のうち、同日以降は申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社が会社設立日であるとしている昭和41年9月1日であることから、申立期間②のうち、同日以前は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社の事業主は、申立期間②当時、同社では入社後に試用期間を3か月程度設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと思う旨供述している。さらに、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立人と同日の昭和42年2月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員は、自分は41年12月15日に同社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日までの約2か月間は、厚生年金保険料の給与からの控除は無かったと思う旨供述している。これらを総合的に判断すると、同社では、申立期間②当時、採用した従業員について、入社してから2か月ないし3か月程度経過後に厚生年金保険に加入させるという取扱いを行っていたことが認められる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 11 日まで
② 昭和 39 年 5 月 11 日から 42 年 7 月 1 日まで

65 歳になった時、年金を受給するため社会保険事務所に手続に行った際、A社B事業場及びC事業場に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されている記録があることが分かった。

しかし、A社については、残業が多く勤務時間が長かったことから退職したものの、すぐに勤務条件のよい別の事業所に再就職するつもりでいたので、同社から、退職時に脱退手当金を受け取るかどうか尋ねられた際、受け取らないと回答したことを覚えている。

このため、脱退手当金を受給しているはずはないので、年金を受給できるよう厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年9月29日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、公共職業安定所において、雇用保険の適用事業所としての記録も無い。

また、A社の所在地を管轄する法務局には、同社の商業登記の記録も無い。

さらに、申立人は同僚等の氏名を記憶していないため、同僚等からA社における申立人の勤務の状況等について確認することができない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A 病院に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も同病院に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院の従業員の供述から、申立人が、申立期間において同病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、A病院は、既にその事業を廃止しており、同病院の事業主及び当時経理を担当していた事業主の妻も亡くなっていることから、同病院及び事業主等から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA病院に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる9人の女性従業員のうち、連絡先が判明した8人に照会したところ、8人全員が、同病院に勤め始めたときは、結婚していなかったと供述している。

一方、申立人が記憶している当時の同僚は、同病院に勤め始めたときには申立人と同様に既に結婚していたとしており、当該同僚にも同病院における厚生年金保険の加入記録が無い。

これらのことから、A病院では、申立期間当時、既婚の女性従業員については厚生年金保険に加入させないという取扱いが行われていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 8 年 3 月の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に平成 8 年 3 月 31 日まで勤務していたので、同年 3 月を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 8 年 3 月 31 日まで勤務していたため、同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は同年 4 月 1 日であると申し立てている。

しかしながら、A社が保管している人事記録によると、申立人が同社を退職した日は平成 8 年 3 月 30 日となっており、また、雇用保険の記録でも、申立人の同社における離職日は平成 8 年 3 月 30 日であることが確認できる。

さらに、A社が加入するB健康保険組合の記録では、申立人の健康保険被保険者資格の喪失日は平成 8 年 3 月 31 日となっており、これは、社会保険事務所の記録上の申立人の資格喪失日と一致している。

加えて、同社が保管する平成 8 年分の賃金台帳から、申立人の同年 3 月分の厚生年金保険料は、給与から控除されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月ころから 33 年 10 月ころまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚等の供述により、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に解散しており、経理担当でもあった当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、A社における同僚について、上記同僚等を含めて6人記憶しているところ、そのうちの1人は、申立期間当時、同社では、厚生年金保険への加入を希望しない人については、加入させないことがあり、半数ぐらいの従業員は加入していなかったと供述しており、このことは、当該6人の同僚のうち、3人についてはA社における厚生年金保険の加入記録が無いことから推認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月4日から24年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社若しくはB社又はC社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に当該事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、当時の日記により、A社若しくはB社又はC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、当該事業所における当時の上司や同僚等を記憶しているが、そのうちの一人は既に死亡している上、そのほかの者は連絡先が不明であり、これらの者から、当該事業所における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月21日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和33年1月21日から同年4月1日までの加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年1月21日から同年4月1日までの期間もA社本社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既に解散しており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社本社における二人の上司の氏名を記憶していたが、いずれも既に死亡していたことから、社会保険事務所のA社本社、同社B工場及びC工場に係る被保険者名簿から申立期間当時厚生年金に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人の勤務の状況等を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 30 日から 35 年 9 月 30 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A施設に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同施設に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に訓練生としてA施設に勤務していたと申し立てている。しかし、B市は、A施設については、公営であったことから単独で厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことはなく、同施設は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所として記録されていない。

また、B市は、A施設は設立当初から、訓練生は労働者ではないので、厚生年金保険及び雇用保険に加入させておらず、その給与から厚生年金保険料及び雇用保険料を控除したことはないとしている。

加えて、申立人は、A施設における当時の同僚を一人記憶していたが、その連絡先は不明であり、当該同僚から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月から30年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支店に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社B支店には昭和29年4月から30年12月まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年4月から30年12月までA社B支店に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社B支店における当時の上司及び同僚をそれぞれ一人ずつ記憶しているが、当該上司及び同僚の連絡先は不明であり、これらの者から、申立人の勤務の状況等について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

なお、A社は、同社本社及び同社C支社については、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所として記録されているところ、これらの事業所における申立人、上記上司及び同僚の厚生年金保険の加入記録は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 26 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 24 年 4 月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述により、同社における申立人の入社日までは特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時、仕事の内容が肉体的にも精神的にも厳しかったことから、入社してもすぐに退職する者が多くいたため、従業員の勤務状況を相当期間確認した上で、厚生年金保険の加入手続を行う取扱いがあったとしている。

また、申立人は、A社の同僚一人を記憶しているが、当該同僚は既に死亡しているため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者であったことが確認できる上記従業員を含む複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該複数の従業員の被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が7か月ないし1年5か月程度あることが確認できる。そして、このことは、A社の入社後相当期間経過した後に厚生年金保険の加入手続を行うとする上記供述と一致している。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 13 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A出張所（現在は、B事務所。）に勤務していた昭和34年7月6日から36年3月1日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同出張所には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A出張所に申立期間も含め約2年間勤務していたとして申し立てているが、社会保険事務所の記録から、同出張所は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるほか、同出張所は、申立期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことなどから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA出張所において一緒に勤務していたと記憶している上司や同僚5名のうち4名は、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿に加入記録が無いことから、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられるほか、残り1名の同僚は死亡しているため、これらの者から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A出張所に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対する、申立人の申立期間における勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況等についての照会結果では、申立人のことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は社会保険事務所の記録において、厚生年金保険の資格を取

得した1か月後の昭和34年8月1日に資格を喪失したものとなっているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は19か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が少なくとも1回は提出されているはずであり、社会保険事務所は、この算定基礎届の処理の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであると考えられる。

一方、事業主が申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和34年8月1日に資格を喪失していること）の誤りに気付くものと推認される。

また、申立人の同僚も申立人と同日に厚生年金保険の資格を喪失しており、事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由も無く、資格取得日のわずか1か月後に、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和24年4月1日から27年7月31日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA社に勤務していたと申し立てているが、当該事業所は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、申立期間当時の事業主等の連絡先が不明であることから、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA社において一緒に勤務していたと記憶している同僚3名のうち1名は、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿に加入記録が無いことから、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。さらに、残り2名の同僚は死亡していることから、これらの者から供述が得られず、申立人の申立期間における勤務状況や同社における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた1名の従業員は、申立人のことを記憶しておらず、また、申立期間当時の同社における厚生年金保険の適用状況等についても分からないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月ころから35年4月ころまで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和34年11月ころから35年4月ころまでの申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく同社には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述から、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録から、昭和35年5月25日であることが確認できるほか、A社は、昭和48年5月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、申立期間当時の事業主は死亡していること、また、役員等の連絡先も不明であること等から供述が得られず、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた9名の同僚を記憶しているところ、連絡の取れた同僚2名のうち1名は、申立人が在籍していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間や申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除等については確認できないとしている。残り1名の同僚は、申立人の入社時期や勤務期間については不明であるが、同社設立準備のため申立人と一緒に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除については確認できないとしている。そして、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿から、当該同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年5月25日と同日であることが確認できる。

さらに、A社に係る社会保険事務所の事業所別被保険者名簿により同社の新規適用時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員への照会結果では、連絡の取れた2名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 11 日から 39 年 5 月 10 日まで
② 昭和 39 年 7 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 27 日から 41 年 10 月 1 日まで

60歳になった平成17年に社会保険事務所へ年金の請求手続きに行ったとき、窓口で脱退手当金をもらっていると言われ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、脱退手当金の支給日には、結婚するために実家に帰っており、脱退手当金を受け取れるはずがなく、また、申請手続きを行った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 20 日から 36 年 3 月 20 日まで
平成 5 年 3 月に社会保険事務所からもらった通知により、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、私は脱退手当金をもらった覚えが無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 17 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、14 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 12 名が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 36 年 10 月 1 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚及び従業員の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 3 月 1 日であり、申立期間について同社は適用事業所となっていない。

なお、A社は、昭和 41 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、平成 8 年 6 月 1 日に解散していることから、同社の事業主や経理担当者の連絡先を把握することができず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料控除等について事情を聴取することができなかった。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同社で勤務していた従業員で、申立人と同様に昭和 38 年 3 月 1 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうちの 1 名は、同社が適用事業所となる以前は、厚生年金保険料が給与から控除されていなかったと供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた昭和 56 年 8 月 1 日から 58 年 12 月 15 日までの期間のうち、申立期間に係る被保険者資格の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には 56 年 8 月 1 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間当時、新入社員に対して3か月間程度の試用期間を設けており、新入社員を厚生年金保険に加入させるのは、同期間が経過し、本採用になってからであった。」と供述しており、上記従業員台帳に記載されている申立人を含む従業員 11 名について、社会保険事務所が保管する被保険者名簿における資格取得日を確認したところ、全員が、入社後、2か月から6か月の期間を経た後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる 12 名の従業員に照会したところ、7名から回答があり、そのうちの2名からは、「期間は不明であるが申立人が勤務していたことは記憶している。」との回答はあったものの、申立人の保険料控除があったことをうかがわせるような事情は見当たらなかった（なお、このほかの5名は、「申立人を記憶していない。」との回答であった）。

さらに、申立期間当時、同社の社会保険事務に係る届出等を行っていたとさ

れる社会保険労務士についても、連絡先が不明のため、事情を聴取することができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から34年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和28年4月1日から34年3月までの期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所が保管しているA社の被保険者名簿により、住所を把握できた申立人と同時期に入社した従業員12名に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の勤務実態等についての供述を得ることができなかった。

また、A社における申立期間当時の人事・労務担当者及び総務担当者の両名に照会したが、両名とも申立人を記憶しておらず、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る取扱いについて、事情を聴取することができなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月9日から47年2月15日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、当該期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚及び元事業主の妻の証言により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和45年8月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年3月9日にその資格を喪失した後、47年2月15日に同社で再び資格を取得しており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、当該資格喪失及び再取得の記録を社会保険事務所が作成したとは考え難い。

また、A社が委託している社会保険労務士は、事業主からの依頼に基づいて、資格取得、喪失等の届けを提出していたと供述している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人が資格喪失する前の昭和46年2月の標準報酬月額が2万円である一方、再度資格を取得した47年2月の標準報酬月額は3万9,000円であり、1年間で約2倍弱になっている上、当時経理を担当していた取締役から、具体的な時期は不明だが、申立人の業務内容が工場での製造業務から事務職に変更になったとの供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

自分が代表取締役であったA社で、昭和 62 年から平成 7 年ごろまでの間経営が厳しくなり、厚生年金保険の保険料を滞納していた。保険料の納付について社会保険事務所に呼び出された際、担当職員から指導され、申立期間の自分の標準報酬月額を遡及訂正することに同意した。この処理に納得できないので調査し、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本や社会保険事務所の厚生年金保険適用事業所の記録等により、申立人が申立期間当時、代表取締役として同社に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、社会保険事務所が作成したA社に係る配当計算書及び充当明細書から、平成 7 年以前に同社が厚生年金保険料を滞納していた事実が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額について、平成 6 年 3 月 31 日付けで 4 年 12 月から 6 年 1 月までの標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に、さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 7 年 8 月 31 日)後の平成 7 年 9 月 5 日付けで、2 年 7 月から 4 年 11 月までの期間及び 6 年 2 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額が 53 万円から 8 万円に、2 回にわたりさかのぼって減額処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、過去にA社が厚生年金保険料を納付することが困難となった際、申立人自身が代表取締役として社会保険事務所で保険料の納付について相談したが納付のめどが立たなかったところ、社会保険事務所から申立期間の標準報酬月額を減額するようにとの指導があり、やむを得ないと考えて同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自身の年金給付額が減額となることを承知の上で、A社の代表取締役として上記標準報酬月額が減額処理について上述のとおり同意したと認められ、一旦このように減額処理に同意しながら、他方、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 62 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での勤務の実態については、雇用保険の加入記録から昭和 57 年 4 月 14 日から 60 年 5 月 28 日までの間勤務していたことが確認でき、申立人が氏名を記憶している同僚の供述から、62 年ごろまで勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の商業登記簿によると、同社は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、同社の事業主及び役員も既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、A社で勤務していた当時の同僚について、7人の氏名を記憶しているが、このうち、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が記載されている者は3人のみであり、残り4人については被保険者記録が確認できない上、加入記録が確認できた同僚のうちの一人が、申立期間当時は社員の出入りが激しく、厚生年金保険に加入することを希望しない社員もいたと供述していることから、同社では、一部の従業員について、厚生年金保険に加入させないという取扱いをしていたものと考えられる。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。